

愛媛県教育委員会 6月定例会議事録

1 開会の日時及び場所

平成30年 6月 6日（水）午前10時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 出席者

教育長 井上 正 委員 関 啓三 委員 清水慶子

委員 富永誠司 委員 高田智世

3 欠席委員

なし

4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 武智俊和

指導部長 長井俊朗

教育総務課長 吉田慶治

教職員厚生室長 竹本 豊

社会教育課長 脇水 宏

文化財保護課長 佐川昌三

文化財保護課文化財専門監 谷若倫郎

保健体育課長 平井繁樹

義務教育課長 川崎 豊

高校教育課長 和田真志

人権教育課長 小黒裕二

特別支援教育課長 中村徹男

まなび推進課長 佐川光俊

5 会議の概要

(1) 開 会（午前10時00分）

（教育長） ただいまから教育委員会 6月定例会を開会いたします。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は所定の席で、静粛に傍聴をお願いいたします。また、携帯電話等は電源を切るなどしておいていただきますよう御協力をお願いいたします。

（教育長） 今年度から、教育委員会の権限の一部をスポーツ・文化部長に委任するとともに、委任した事務に係る教育委員会への付議を、同部職員が補助執行することとしておりますので、今後、教育委員会に付議する議事がある場合は、スポーツ・文化部の関係職員が出席することとなります。

今回、該当する議事がございますので、まなび推進課長に出席をいただいております。最初ですので、まなび推進課長から自己紹介をお願いいたします。

（まなび推進課長） 今年度から美術館や博物館等の社会教育施設や生涯学習の分野を担当しております、まなび推進課長の佐川でございます。よろしくをお願いいたします。

（教育長） ありがとうございます。それでは、始めに委員の皆さんに提案させていただきます。本日の議案のうち、議案第31号ないし議案第33号の委員の委嘱及び任命につきまして、並びにその他の協議案件の表彰案件3件につきましては、人事案件でありますことから、審議を非公開としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) それでは、そのようにさせていただきます。

(教育長) 公開案件を審議することといたします。事務局が資料を配布しますので少々お待ちください。

(2) 5月定例会議事録の承認

(教育長) 5月定例会議事録の承認についてお諮りいたしますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) 全員異議ございませんので、原案のとおり承認をされました。続きまして議案審議に移ります。

(3) 議事

議案審議

○議案第30号 愛媛県教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行について

(教育長) 議案第30号愛媛県教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行について事務局から説明をお願いいたします。

(教育総務課長) 議案第30号愛媛県教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行について御説明をいたします。

今年3月の定例会において可決決定いただきまして、平成30年4月1日から、生涯学習に関する事務の一部について知事部局職員への委任等を行ったところでございますが、この事務の移管に関連しまして、効率的で一元的な業務執行により、県民サービスの維持・向上を図るため、教育委員会の権限に属する事務の一部について、地方自治法第180条の7の規定により、知事と協議を行いまして、知事部局職員に補助執行させようとするものでございます。

補助執行させる事務は、具体的には、学校教育及び社会教育に関すること並びに文化財の保護に関するものを除きます、生涯学習に関する教育委員会の後援、共催等及び教育長賞に関することとさせていただきます。

なお、事務の移管に伴う、愛媛県教育委員会の後援等に関する事務の補助執行の例といたしましては、平成23年度に文化、スポーツに関する事務を知事部局に移管しておりまして、移管した事務に関する愛媛県教育委員会の後援、共催等及び教育長賞に関することにつきましては、知事部局職員に補助執行させているところでございます。

よろしく御審議のほど、お願いします。

(教育長) ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございませんでしょうか。

(教育長) よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第30号愛媛県教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行については原案のとおり可決決定を

いたしました。

(教育長) ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人の皆様は退席をお願いいたします。

○議案第31号 愛媛県社会教育委員の委嘱について

(教育長) 議案説明を求める。

(社会教育課長) 愛媛県社会教育委員である愛媛県公民館連合会長の交代に伴い、その後任の委員を、社会教育法第15条第2項の規定により委嘱する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第32号 愛媛県立図書館協議会委員の任命について

(教育長) 議案説明を求める。

(社会教育課長) 愛媛県立図書館協議会委員である愛媛県教育研究協議会学校図書館委員長及び愛媛県PTA連合会副会長の交代に伴い、その後任の委員を、図書館法第15条の規定により任命する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第33号 愛媛県歴史文化博物館協議会委員の任命について

(教育長) 議案説明を求める。

(まなび推進課長) 愛媛県歴史文化博物館協議会委員である愛媛県PTA連合会副会長の交代に伴い、その後任の委員を、博物館法第21条の規定により任命する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(4) その他

○平成30年度社会教育功労者文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(社会教育課長) 平成30年度社会教育功労者文部科学大臣表彰の被表彰候補者(2名)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○平成30年度学校保健文部科学大臣表彰について

- (教育長) 協議題の説明を求める。
- (保健体育課長) 平成30年度学校保健文部科学大臣表彰の被表彰候補者(個人2名・学校2校)の推薦について説明する。
- (教育長) 意見を求める。
- (関委員) 推薦校で実施している薬物乱用防止教室について、各学校に実施を指導しているのか質問する。
- (保健体育課長) 薬物乱用防止教室は、中学・高校は必ず年1回以上、小学校はできるだけ実施するよう指導している旨回答する。
- (関委員) いろいろな問題が低年齢化しているため、早めに啓もうするよう検討してほしい旨述べる。
- (教育長) 原案について諮る。
- (全委員) 異議ない旨答える。
- (教育長) 了承する旨宣する。
- 平成30年度学校安全文部科学大臣表彰について
- (教育長) 協議題の説明を求める。
- (保健体育課長) 平成30年度学校安全文部科学大臣表彰の被表彰候補団体(1校)の推薦について説明する。
- (教育長) 意見を求める。
- (富永委員) 推薦校と補欠校の活動状況の違いと、東・中・南予の受賞の割り振りについて質問する。
- (保健体育課長) 推薦校の方が補欠校よりも頻繁に学校安全委員会の開催や施設・設備の安全点検を行い、防犯訓練等の指導時間の時間数も多かったため選考した旨、東・中・南予の受賞の地域バランスよりも功績を第一に考えて選考している旨回答する。
- (教育長) 原案について諮る。
- (全委員) 異議ない旨答える。
- (教育長) 了承する旨宣する。
- (教育長) 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。
- (5) 閉会(午前10時22分)
- (教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会6月定例会を閉会いたします。